

『「EnneGreenRE100」に関する約款』新旧対照表

条・項 番号等	新	旧
第3条 (1)	EnneGreen RE100 で供給する電気は、当社の電源構成(主に、天然ガス発電等)の電気に、<u>以下の各号を全て満たした</u>発電所由来の再エネ指定の非化石証書を使用した実質再生可能エネルギー電気とします。 <u>イ) 運転開始から15年以内であること</u> <u>ロ) 定常運転時に石炭混焼(起動時の石炭混焼は除きます)を行っていないこと</u> <u>ハ) 電源種別が風力発電、太陽光発電、水力発電、バイオマス発電または地熱発電であること。ただし、水力発電、バイオマス発電においては、持続可能性が保証されていること</u>	EnneGreen RE100 で供給する電気は、当社の電源構成(主に、天然ガス発電等)の電気に、<u>運転開始から15年以内の</u>発電所由来の再エネ指定の非化石証書を<u>組み合わせた</u>実質再生可能エネルギー電気とします。
第3条 (3) なお書き	なお、EnneGreen RE100 で電気を供給することにより、非化石証書の持つ環境価値(非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値)、ゼロエミ価値(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号(その後の改正を含みます。))におけるCO2排出係数が0kg-CO2/kWhである価値)、環境表示価値(付加価値を表示・主張することができる価値)をいいます。以下同じ。)がお客さまに移転されるものとし、非化石証書の由来となった再生可能エネルギーの電源種別、発電設備名、設備の所在地、割当量(EnneGreen RE100の適用期間にかかわらず、年度(当該年3月の計量日から翌年3月の計量日前日)までをいいます。ただし、高圧・特別高圧のお客さまで計量日が毎月初日のお客さまについては当該年4月の計量日から翌年4月の計量日前日とします。以下同じ。)単位で算出するものとします。)について、翌年度の7月末までに通知(<u>以下「本通知」といいます。</u>)します。また、EnneGreen RE100の適用期間の開始日または満了日が年度の途中である場合であっても、同様とします。<u>なお本通知は、一般社団法人日本卸電力取引所及びその委託を受けた事業者が定める手順に従い、EnneGreen RE100の適用を受けるお客さまに使用する全ての非化石証書について、当社が一定の単位でまとめて利用確定処理を行ったものに基づき通知するものとします。なお、当社が利用確定処理を行った証跡についてはお客さまに提供しないものとします。</u>	なお、EnneGreen RE100 で電気を供給することにより、非化石証書の持つ環境価値(非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値)、ゼロエミ価値(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号(その後の改正を含みます。))におけるCO2排出係数が0kg-CO2/kWhである価値)、環境表示価値(付加価値を表示・主張することができる価値)をいいます。以下同じ。)がお客さまに移転されるものとし、非化石証書の由来となった再生可能エネルギーの電源種別、発電設備名、設備の所在地、割当量(EnneGreen RE100の適用期間にかかわらず、年度(当該年3月の計量日から翌年3月の計量日前日)までをいいます。ただし、高圧・特別高圧のお客さまで計量日が毎月初日のお客さまについては当該年4月の計量日から翌年4月の計量日前日とします。以下同じ。)単位で算出するものとします。)について、翌年度の7月末までに通知します。また、EnneGreen RE100の適用期間の開始日または満了日が年度の途中である場合であっても、同様とします。
第3条 (5)	当社がお客さまに提供する電力に使用する非化石証書は <u>2025年3月改定のRE100クライテリアに準拠すると当社で判断し、本約款の規定に基づいた</u>ものとします。RE100 クライテリアが改定された場合、当社は、改定後の RE100 クライテリアに準拠した非化石証書を<u>お客さまに提供する電力に使用する</u>ものといたします。ただし、改定後の RE100 クライテリアに対応するために必要な期間は、改定前の RE100 クライテリアに適合すると<u>当社の判断した</u>非化石証書を使用することによって環境価値を提供することがあり、また、RE100 クライテリアの改定の内容次第では、当社はお客さまに対して、改定後の RE100 クライテリアに準拠した非化石証書を使用した電力のご提供ができない場合があります。この2点について、お客さまは同意いただくものとします。なお、当社がお客さまに対して改定後の RE100 クライテリアに準拠した非化石証書を使用した電力のご提供ができない場合、お客さまと当社は、お客さまの申し出によりオプションプランの変更や本約款による契約の解約について誠実に協議をするものとします。	当社がお客さまに提供する非化石証書は <u>2022年10月改定のRE100</u>クライテリアに準拠するものとします。RE100 クライテリアが改定された場合、当社は、改定後の RE100 クライテリアに準拠した非化石証書を提供するものといたします。ただし、改定後の RE100 クライテリアに対応するために必要な期間は、改定前の RE100 クライテリアに適合すると<u>見做されている</u>非化石証書によって環境価値を提供することがあり、また、RE100 クライテリアの改定の内容次第では、当社はお客さまに対して、改定後の RE100 クライテリアに準拠した非化石証書のご提供ができない場合があります。この2点について、お客さまは同意いただくものとします。なお、当社がお客さまに対して改定後の RE100 クライテリアに準拠した非化石証書のご提供ができない場合、お客さまと当社は、お客さまの申し出によりオプションプランの変更や本約款による契約の解約について誠実に協議をするものとします。
第4条	お客さまの予定以上の電力使用、発電所の停止、非化石価値取引市場の価格高騰や非化石価値取引市場の停止等により、<u>当社がお客さまに提供する電力に使用する</u>非化石証書量が不足する場合においては、当社は日本において RE100 クライテリア (<u>2025年3月改定のもの</u>)に適合すると<u>当社の判断した</u>代替手段(具体的には、<u>第3条第1項に定める発電所</u>由来の再エネ電力由来のJ-クレジット等、または、第3条第2項で太陽光発電由来の非化石証書を指定した場合は、太陽光発電由来以外で<u>第3条第1項に定める</u>発電所由来の再エネ指定の非化石証書等)によって環境価値(再エネ電力由来J-クレジットの場合は、ゼロエミ価値、およびお客さまにおいて調達した電気の「再エネ価値の使用」を主張することができる価値)を提供します。なお、この場合も第3条第3項の規定と同様、翌年度7月末までに必要な情報を通知するものとします。	お客さまの予定以上の電力使用、発電所の停止、非化石価値取引市場の価格高騰や非化石価値取引市場の停止等により、提供する非化石証書量が不足する場合においては、当社は日本において RE100 クライテリア (<u>2022年10月改定のもの</u>)に適合すると<u>見做されている</u>代替手段(具体的には、<u>運転開始日より15年を超えないプロジェクト由来の再エネ電力</u>由来のJ-クレジット等、または、第3条第2項で太陽光発電由来の非化石証書を指定した場合は、太陽光発電由来以外の<u>運転開始から15年以内の</u>発電所由来の再エネ指定の非化石証書等)によって環境価値(再エネ電力由来J-クレジットの場合は、ゼロエミ価値、およびお客さまにおいて調達した電気の「再エネ価値の使用」を主張することができる価値)を提供します。なお、この場合も第3条第3項の規定と同様、翌年度7月末までに必要な情報を通知するものとします。